

平成31年3月15日

○規則

小田原市役所支所等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

小田原市役所支所等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 号

小田原市役所支所等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市事務分掌に関する規則(昭和44年小田原市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条市民部戸籍住民課の事務分掌(15)を削り、同課の事務分掌(16)中「、支所、連絡所」を削り、「窓口コーナーの」の次に「業務並びに」を加え、同課の事務分掌中(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、同課の事務分掌(18)を削る。

第5条を削る。

第5条の2の見出しを「(地域センター住民窓口等)」に改め、同条中「小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則」を「小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則」に改め、「、連絡所」を削り、同条を第5条とし、第5条の3を第5条の2とし、第5条の4を第5条の3とする。

(小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市職員の職の設置等に関する規則(昭和42年小田原市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

保育園	園長	事務職員	を
連絡所	連絡所長	事務職員	
支所	支所長	事務職員	
分館	分館長	事務職員	

保育園	園長	事務職員	に
-----	----	------	---

改める。

別表第5(2)市長の事務部局の表分館長の項を削る。

(小田原市公印規則の一部改正)

第3条 小田原市公印規則(昭和29年小田原市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「こゆるぎ係長
連絡所長」を「こゆるぎ係長」に、

支 所 長」

何々連絡所専用 小田原市長印	11の 9	同	同	連絡所長
何々窓口コーナー専用 小田原市長印	11の 10	同	同	戸籍住民課長
アークロード市民窓口専用 小田原市長印	11の 11	同	同	
何々支所専用 小田原市長印	12	同	同	支 所 長」

を

アークロード市民窓口専用 小田原市長印	11の 11	同	同	戸籍住民課長」
------------------------	-----------	---	---	---------

に、

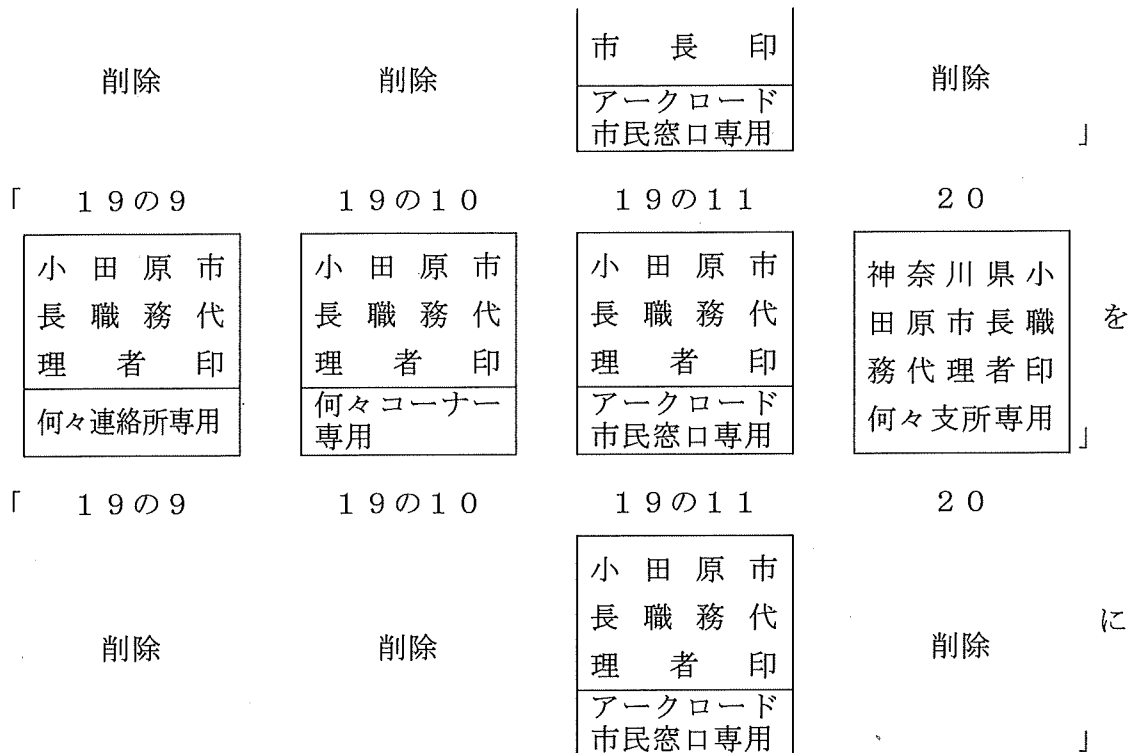
何々連絡所専用 小田原市長職務代理人印	19の 9	同	同	を
何々窓口コーナー専用 小田原市長職務代理人印	19の 10	同	同	
アークロード市民窓口専用 小田原市長職務代理人印	19の 11	同	同	
何々支所専用 神奈川県小田原市長職務代理人印	20	てん書	同	
高齢介護課専用 小田原市長職務代理人印	20の 2	古印体	同	」

アークロード市民窓口専用 小田原市長職務代理人印	19の 11	同	同	に改める。
高齢介護課専用 小田原市長職務代理人印	20の 2	同	同	

別表第2中

11の9	11の10	11の11	12	を
小 田 原 市 長 印	小 田 原 市 長 印	小 田 原 市 長 印	小 田 原 市 長 印	
何々連絡所専用	何々コーナー 専用	アークロード 市民窓口専用	何々支所専用	」

11の9	11の10	11の11	12	に、
		小 田 原		



改める。

(小田原市財務規則の一部改正)

第4条 小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「支所及び」を「小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則（昭和51年小田原市規則第18号）第2条第1項に規定する地域センター住民窓口及び窓口コーナー並びに」に改める。

(小田原市下水道事業の財務に関する規則の一部改正)

第5条 小田原市下水道事業の財務に関する規則（平成28年小田原市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則」を「小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則」に、「連絡所並びに同条第4項第1号に規定するアークロード市民窓口並びに小田原市役所支所設置条例（昭和23年小田原市条例第47号）第2条に規定する支所」を「窓口コーナー」に改める。

附 則

この規則は、平成31年3月16日から施行する。